

◆岐阜市障害者総合支援協議会とは・・・

障がいのある方が安心して暮らせる地域づくりをめざして

- (1) 地域における障がい者等への支援体制について情報を共有する
- (2) 関係機関等の連携の緊密化を図る
- (3) 地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場

協議会（全体会）

○協議会の活動について年間計画等の承認、活動内容についての意見交換、障害福祉計画等への意見提案等、中核的な役割を果たす

○協議会委員（定員 15 名）・・・市長による 1 年間の委嘱

- ・障がい者等及びその家族で、障がい者関係団体の推薦する者
- ・障がい者等の保健、医療、福祉、教育又は雇用関係者
- ・学識経験を有する者 等

専門部会

こどもに関する
課題

暮らしに関する
課題

しごとに関する
課題

権利擁護に関する
課題

- ・検討課題は、相談支援活動等より抽出
- ・課題に応じて、さまざまな機関へ参加依頼
(参加団体は、市内の障害福祉サービス事業者や福祉・教育・保健・医療・就労・権利擁護等の行政機関・関係機関、障がい者関係団体)